

# 農業委員会で審議された案件です

(上段：賃貸借・使用貸借 下段：売買・贈与 単位：件)

案 件 名	4月	5月	6月	7月	令和5年度計
農振法による農用地区域除外申請	0	0	0	0	0
農地法第3条許可申請	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
農地法第4条許可申請	0	0	0	0	0
農地法第5条許可申請	1	0	0	0	1
	0	1	2	0	3
農用地利用集積計画の決定	0	2	3	0	5
	1	0	0	0	1
現況証明願	1	2	3	3	9
農地法第3条の3届出書	1	0	0	0	1
農地法第18条第6項合意解約通知書	0	0	0	0	0
農業者年金に関する申請	5	0	2	1	8
各月のその他の案件					
4月 ●農地所有適格法人の要件確認について					
5月 ●「令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」、「令和4年度農業委員会の最適化活動の点検・評価」及び「令和4年度農業委員会における事務の実施状況等」の決定について					
6月 ●農地所有適格法人の要件確認について					
7月 ●会長・会長職務代理者の互選について					
●農地取裕適格法人の要件確認について					
●農地流動化推進委員の委嘱について					
●令和5年度玉葱作況調査について					

## 登記の変更について

登記簿に記載されている情報が違っていた場合、売買する際などに手続きが遅れてしまうことがあります。そのため、農地を相続した場合や住所・名前が変わった場合、農地法第3条による売買をしたとき、現況証明書・その他証明(農地法第4・5条転用許可証明書)を交付された場合は、できるだけ早めに滝川市にある札幌法務局瀧川支局(滝川市緑町1丁目6-1)で手続きを行ってください。

知って得する！

農業者年金

農業者年金は、将来安定して受給できる積立方式・確定拠出型の年金です。



税金が安くなります

農業者年金で支払った保険料全額が、社会保険料控除の対象となるため、その分課税対象所得が下がり税金が安くなります。

保険料に国庫補助が出ます

要件を満たせば、月額保険料2万円のうち4千から1万円の国庫補助を最長20年間受けることができます。

詳細は、農業委員会事務局または、JA新すながわ営農課までお問い合わせください。

**全国農業**
  
 NATIONAL AGRICULTURAL NEWS
   
**新聞**
  
 週刊 月4回金曜日発行
   
 月700円、年8,400円
   
(消費税込)

申し込みは 農業委員会事務局までご連絡ください。